

加古川市消防防火基準適合表示制度実施要綱

平成26年4月1日

消 防 長 決 定

(表示の目的)

第1条 この要綱は、ホテル・旅館等不特定多数の者を収容する防火対象物の防火安全対策の重要性に鑑み、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置、維持管理等を促進するとともに、重要な建築構造等への適合性も含めた防火・防災管理上の一定の基準に適合している防火対象物について、その情報を利用者等に提供し、防火安全体制の確立を図るための「表示」について必要な事項を定めるものとする。

(表示対象物)

第2条 防火・防災管理上の表示基準に適合している旨の表示（以下「表示」という。）をする対象物は、ホテル・旅館等（消防法施行令別表第一（5）項イ並びに同表（16）項イに掲げる防火対象物のうち同表（5）項イの用途に供する部分が存するもの。以下同じ。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条の適用があるもの
- (2) 防火対象物の地階を除く階数が3以上のもの

(事務処理の主体)

第3条 表示に関する事務処理は、ホテル・旅館等の所在地を管轄する消防署長が行うものとする。

(表示マークの交付（更新）申請)

第4条 ホテル・旅館等の関係者（以下「関係者」という。）からの表示マークの交付（更新）申請は、表示マーク交付（更新）申請書（様式第1号）によるものとする。

(表示基準及び審査)

第5条 消防署長は、前条の表示マークの交付（更新）申請があった場合には、次に掲げる事項により審査するものとする。

(1) 表示基準は別記のとおりとする。

(2) 表示基準の審査においては、法に定める防火対象物（防災管理）定期点検報告、消防用設備等点検報告、製造所等定期点検記録表、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条に基づく定期調査報告等の現行の制度を活用するものとする。

(3) 表示基準の審査は、必要に応じて現地確認を実施するものとする。

（表示マークの交付）

第6条 消防署長は、前条の審査の結果、ホテル・旅館等が表示基準に適合していると認める場合には、関係者に対して、適合している旨を表示基準適合通知書（様式第2号）により通知するとともに、別図に定める「表示マーク（銀）」を交付するものとする。ただし、「表示マーク（銀）」を更新する場合は、適合している旨の通知のみを行うものとする。

2 消防署長は、前条の審査の結果、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、関係者に対して、ホテル・旅館等が表示基準に適合している旨を表示基準適合通知書により通知するとともに、別図に定める「表示マーク（金）」を交付するものとする。ただし、「表示マーク（金）」を更新する場合は、適合している旨の通知のみを行うものとする。

(1) 「表示マーク（銀）」が3年間継続して交付されており、かつ、表示基準に適合していると認められる場合

(2) 「表示マーク（金）」が交付されており、交付日から3年が経過する前に交付（更新）申請され、表示基準に適合していると認められる場合

3 消防署長は、前条の審査の結果、表示基準に適合しないと認めた場合には、関係者に対して表示基準不適合通知書（様式第3号）により通知するものとする。

4 消防署長は、第1項又は第2項に定めるところにより表示マークの交付を行った場合には、表示マーク受領書（様式第4号）を関係者から受理するものとする。

（表示マークの掲出）

第7条 「表示マーク（銀）」又は「表示マーク（金）」（以下「表示マーク」とい

う。)の交付を受けた関係者は、当該防火対象物に表示マークを掲出するとともに、ホームページ等において電子データを表示マークを使用できるものとする。

(表示マークの有効期間)

第8条 表示マークの有効期間は、交付日から「表示マーク(銀)」は1年間、「表示マーク(金)」は3年間とする。

(表示対象物の実態把握)

第9条 消防署長は、表示基準適合通知書により通知を行った防火対象物に適宜立ち入り、その管理状況等の実態把握に努めるものとする。

(表示マークの返還)

第10条 関係者は、表示マークの有効期間が満了し、交付(更新)申請を行わない場合又はホテル・旅館等が用途変更、休業又は廃業など表示対象物に該当しなくなった場合には、消防署長に表示マークを返還するものとする。

2 関係者は、表示マークの有効期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、消防署長に表示マークを返還するものとする。なお、この場合、消防署長は、表示マーク返還請求書(様式第5号)により、関係者に対して表示マークの返還を求めるものとする。

(1) 表示マークの有効期間中に表示基準に適合しないことが明らかになった場合

(2) 表示マークの有効期間中に火災が発生し、表示基準への適合性の調査の結果、不適合であることが確認された場合

(表示マークの再交付)

第11条 消防署長は、表示マークを返還させた防火対象物の関係者から表示マークの交付について再申請され、再審査において表示基準に適合していると認められる場合は、返還前の表示マークの種別に関係なく「表示マーク(銀)」を再交付するものとする。なお、この場合、表示マークの返還の理由となった違反等の内容に応じて十分な確認期間を確保するものとする。

(表示制度対象外施設通知書の交付申請)

第12条 消防署長は、本制度の対象とならない2階以下又は収容人員30人未満のホテル・旅館等の関係者から、表示制度対象外施設申請書(様式第6号)により「表示

制度対象外施設」であることの通知書の交付申請があった場合は、当該防火対象物が表示基準に適合していることを確認した上で、表示制度対象外施設通知書（様式第7号）を交付するものとする。

（消防署長による交付等の報告）

第13条 消防署長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、表示マーク交付等報告書（様式第8号）に申請書等の写しを添えて、消防長に報告するものとする。

- （1）表示マークを交付した場合
 - （2）表示マークの返還があった場合
 - （3）表示制度対象外施設通知書を交付した場合
- （受付）

第14条 この要綱に規定する各種申請書の受付処理は、消防OA防火対象物管理システムにより行い、各種申請書は正本及び副本の2部提出を求めるものとする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
（加古川市消防自主点検報告表示制度事務処理要綱の廃止）
- 2 加古川市消防自主点検報告表示制度事務処理要綱（平成15年加古川市消防本部訓令第8号）は、廃止する。